

(学生の皆さんへ) 新型コロナウィルス感染症に対する対応方針

令和2年3月26日に策定された標記対応方針について、**7月30日**に一部**改定**されました。対応方針期間は、「当分の間」です。

1 感染予防

- ・こまめな手指衛生と咳エチケットを徹底し、**学内では必ずマスクを着用してください。**
- ・発熱がある場合や、咳が続く、だるさや息苦しさがあるなど、体調がすぐれない場合は自宅療養してください。
- ・不要不急の来学はしないでください。
- ・**県外**・国外への移動（私事の外出）は自粛してください。
- ・**県内の移動は感染予防対策を徹底し慎重に行動してください。**なお、感染が流行している地域への移動は**極力避けてください。**



2 学生又はその同居家族が感染者又は感染が疑われる場合

- ・速やかに学生支援課（096-383-7896）又は教務入試課（096-321-6609）に連絡してください。
 - ・学生が感染した場合は、医療保健関係者による健康状態が確認されるまで「登校停止」となります。
 - ・学生が濃厚接触者（※）と判断された場合は、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から14日間「登校停止」となります。
 - ・学生が高熱等の強い症状、強いたるさや息苦しさがある時は、医療機関等に相談し、その指示に従い、医療保健関係者による健康状態が確認されるまで「登校停止」となります。
 - ・同居家族が感染又は感染が疑われる場合は、感染拡大防止の観点から、原則、14日間、自宅待機してください。
 - ・上記に該当する場合、回復後に救済措置を講じます。（発熱・咳が続く・たるさや息苦しさがあるなど体調がすぐれない場合で、自宅療養をした者も含む。）
- (注) 濃厚接触者：感染者発症の2日前から1メートル以内で15分以上接触した者 等

3 大学施設の使用（十分な感染拡大防止措置を講じることを前提）

- ・授業及びサークルで使用する場合のみ、学生食堂、アリーナ、サブアリーナ、プール、テニスコート、トレーニング室及びグラウンドの使用を可とします。
- ・学生の図書館利用を可とします。



4 就職活動関係（十分な感染拡大防止措置を講じることを前提）

- ・就職活動を行う場合は、各企業の方針に従ってください。
- ・県外で採用選考が行われる場合は、先ずは方法や日程変更等について、企業に相談してください。（やむを得ず県外を訪れる必要がある場合は、キャリアセンターに相談してください。）
- ・学内で行う合同企業説明会は中止します。個別企業説明会はインターネットを活用し、遠隔で実施します。
- ・就職活動セミナー、ガイダンス、公務員講座等は受講者を教室の収容人員の1／3以下として実施します。（遠隔実施が可能なものは実施。）
- ・就職相談員との相談は対面又は遠隔により実施します。



5 サークル活動等

- ・学内（小峯グラウンド含む。）でのサークル活動（同好会、学生自治会に属する各種委員会活動含む）は可とします。
- ・学外（県内に限る）で行われる各種公的団体が主催する大会等については、当該団体が十分な感染拡大防止策を講じており、会食や宿泊が伴わない場合に限り参加を認めます。（1週間前までに学生支援課へ届出ること。）（県外は禁止）

※R2.7.14付け「新型コロナウィルス感染症に対する対応方針における学外でのサークル活動の取扱い」は廃止します。

- ・サークル棟（部室）は、更衣・道具の搬出入等短時間（10分以内）の使用のみ可とします。
- ・教室、アリーナ、グラウンド等の大学施設使用にあたっては、換気・利用人数の制限等、十分な感染拡大防止措置を講じて下さい。

6 海外研修・留学等関係

- ・原則、延期又は中止してください。（私事も自粛してください。）

